

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号			調 達 要 求 番 号			物 品 番 号			仕 様 書 番 号		
4K6Z12A0031A			4L9Z1A01015 0001								
品 名 または 件 名											
陸自 G W構成機材収容部借上役務 ほか1件											

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年9月11日（水）10時00分 中央会計隊入札室（Eー1棟 6 F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

駐屯地用標準契約書
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号				4K6Z12A0031A																	
NO	調達要求番号		物品番号				単 位		数 量		単 価	金 額	銘 柄		納 地		指定				
	品 名												使用期限等		引 渡 場 所		検査				
	部品番号 または 規格														搬 入 場 所		包装				
	使用器材名						仕様書番号						グループ		納 期						
1	4L9Z1A01015	0001					ST	1.00					現地								
	陸自GW構成機材収容部借上役務												各地								
	仕様書のとおり																				
													令和6年11月1日～令和7年3月31日								
2	4L9Z1A01016	0001					ST	1.00					現地								
	陸自GW用追加構内配線役務												各地								
	仕様書のとおり																				
													令和7年1月31日								
					- 以下 余 白 -																

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

別 紙

契約手続における押印等の省略について

日頃より中央会計隊契約科の調達案件につきまして御協力を頂きありがとうございます。

この度、企業から提出していただく書類の押印等の省略について、令和3年4月1日以降、下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

記

- 1 押印が必要な書類
契約書（なお、割印は不要）
- 2 押印を省略できる書類
契約書以外の書類
- 3 押印省略時の措置
契約書以外の書類への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。
なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。
- 4 その他
従来どおり、契約書以外の書類への押印を省略しない場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記入は不要です。

調達要求番号：4L9Z1A01015

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
陸自 GW 構成機材収容部借上役務	陸幕指通－C－Z 0 0 0 0 7 6		
	承 認	令和 年 月 日	
	作 成	令和 6 年 6 月 21 日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊名	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、市ヶ谷駐屯地内における陸自 GW 構成機材収容部の借上（以下「借上」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、陸幕指通－C－0 0 0 0 6 3 Dによる。

2 借上に関する要求

2.1 構成

a) 陸自 GW 構成機材収容部

2.2 機能及び性能

a) 陸自 GW 構成機材収容部

i) 陸自 GW で設置される機材を収容することができるサイズ、構成であること。

- ・外形寸法

- ・タテ 約 2,000mm、ヨコ 約 700mm フカサ 約 900mm

- ・パネル取付スペース

- ・4.2U

- ・材質
スチール
- ・マウント規格
19 インチ/EIA 規格/ケージナット仕様
- ・重量
約 110kg
- ・備考
RoHS 指令対応
前後マウントアングル仕様

ii) ラックの扉はメッシュ状のものとする。

2.3 設置場所

陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地 B 棟 9F 運用統制本部機械室

2.4 据付・調整

契約相手方は、次に示すとおり借上開始前までに本装置の据付・調整を実施するものとする。

- a) 契約相手方は、契約後据付・調整前までに、作業日程、作業体制等を記載した、作業計画書を作成し、官側の確認後、提出すること。
- b) 現地調査の結果に基づき、本装置の設置作業を行うこと。
- c) 設置部隊の指定する場所に本装置を設置すること。
- d) 設置部隊の指定する分電盤又はコンセントから電源ケーブル(OA タップ) 等の必要なケーブルの敷設作業を行うこと。
- e) 据付調整時に建物への穴あけや床材の整形が必要な場合は、部隊側と調整のうえ実施すること。
- f) 搬入及び据付調整に使用する物品、材料等は、すべて契約相手方が準備するものとする。
- g) 据付・調整において発生した不具合・障害は、速やかに原因を特定し復旧すること。
- h) 設置前に、設置場所のアスベスト事前調査を行い、処置が必要となった場合は契約相手方が処置するものとする。
- i) 本装置が不要となった場合は、契約相手方が撤去・処分すること。

2.5 搬入作業時の損傷等

搬入施設及び既設器材に損傷を与えた場合には、速やかに官側に報告するとともに、契約相手方の責任及び襲用負担により原状回復するものとする。

3 借上げ期間

2024 年 11 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

4 監督及び検査

契約担当官が示す監督・検査実施要領に基づき実施するものとする。

5 駐屯地内の立入

駐屯地内立入りは、官側の指定する手続きを実施して立ち入るものとする。

6 官側における支援

契約相手方は、次の事項について、官側の支援を必要とする場合には、事前に官側と協議の上、無償で官側の支援を受けることができるものとする。

- a) 駐屯地等における施設の利用
- b) 駐屯地等における構内回線の使用
- c) その他、官側が必要と認めた事項

7 その他

7.1 契約相手方は本役務の実施により知り得た内容に関し、官側の許可なく漏洩してはならない。

7.2 携帯電話等の記録機器を持ち込み仕様する場合は、官側指示に従うものとする。

7.3 契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合、契約担当官と協議し、その指示を受けなければならない。

調達要求番号：4L9Z1A01016

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
陸自 GW 用追加構内配線役務	陸幕指通－C－Z 0 0 0 0 7 6	
	承 認	令和 年 月 日
	作 成	令和 6 年 6 月 2 1 日
	変 更	令和 6 年 8 月 2 8 日
	作成部隊名	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、市ヶ谷駐屯地内における陸自 GW と陸自クローズ系クラウドシステム及び陸自 SNMS を接続するための光ケーブルの配線役務（以下「本調達」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、陸幕指通－C－0 0 0 0 6 3-Dによる。

2 調達品目

2.1 構成

番号	品名	数量 ^{a)}
1	光ケーブル	12
2	メディアコンバータ	18
3	エンクロージャー	1

2.2 機能及び性能

a)光ケーブル

- コネクタ形状はLC コネクタ×2－LC コネクタ×2 とすること。
- 対応光ファイバーはシングルモードとすること。

iii) 2 芯光ケーブルとし、双方向にデータ転送可能とすること。

b) メディアコンバータ

i) コネクタ形状は LC コネクタ×2-RJ-45 コネクタ×1 とすること。

ii) 対応光ファイバーはシングルモードとすること。

iii) 通信速度は 1,000Mbps に対応すること。

c) エンクロージャー

i) メディアコンバータ最大 18 台が収容できること。

ii) メディアコンバータ最大 18 台が電源を供給できること。

iii) 電源ユニットを 2 台装着できること。

2.3 設置場所

陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地 B 棟 9F 運用統制本部機械室

陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地 B 棟地下 1F 第 2 電算機室

陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地 B 棟地下 2F 第 3 機械室

2.4 据付・調整

契約相手方は、次に示すとおり期日までに光ケーブルの敷設及び、メディアコンバーター及び、エンクロージャーの据付・調整を実施するものとする。

a) 契約相手方は、契約後据付・調整前までに、作業日程、作業体制等を記載した、作業計画書を作成し、官側の確認後、提出すること。

b) 現地調査の結果に基づき、設置作業を行うこと。

c) B 棟 9F 運用統制本部機械室内に設置するメディアコンバータは陸自 GW 構成機材収容部内に設置し、陸自 GW 構成機材と接続すること。

d) B 棟地下 2F 第 2 電算機室及び B 棟地下 2F 第 3 機械室に設置するメディアコンバータは部隊側が指定する場所に設置すること。

e) 光ケーブルは以下に定める区間と数量を設置する

i) B 棟 9F 運用統制本部機械室～B 棟地下 1F 第 2 電算機室 8 本

ii) B 棟 9F 運用統制本部機械室～B 棟地下 2F 第 3 機械室 4 本

f) 搬入及び据付調整に使用する物品、材料等は、すべて契約相手方が準備するものとする。

g) 据付・調整において発生した不具合・障害は、速やかに原因を特定し復旧すること。

2.5 搬入作業時の損傷等

搬入施設及び既設器材に損傷を与えた場合には、速やかに官側に報告するとともに、契約相手方の責任及び費用負担により原状回復するものとする。

3 工事完了日

2025 年 1 月 31 日

4 監督及び検査

契約担当官が示す監督・検査実施要領に基づき実施するものとする。

5 駐屯地内の立入

駐屯地内立入りは、官側の指定する手続きを実施して立ち入るものとする。

6 官側における支援

契約相手方は、次の事項について、官側の支援を必要とする場合には、事前に官側と協議の上、無償で官側の支援を受けることができるものとする。

- a) 駐屯地等における施設の利用
- b) 駐屯地等における構内設備の使用
- c) その他、官側が必要と認めた事項

7 その他

7.1 契約相手方は本役務の実施により知り得た内容に関し、官側の許可なく漏洩してはならない。

7.2 携帯電話等の記録機器を持ち込み仕様する場合は、官側指示に従うものとする。

7.3 契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合、契約担当官と協議し、その指示を受けなければならない。

入 札 書

調達要求番号	4L9Z1A01015 ほか	契約実施計画番号	4K6Z12A00310A
--------	----------------	----------	---------------

金 額 円 (税抜)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備考
陸自GW構成機材収容部借上役務	仕様書のとおり	ST	1			令和6年11月1日～ 令和7年3月31日
陸自GW用追加構内配線役務	仕様書のとおり	ST	1			令和7年3月31日
	以下余白					
納 入 場 所	各 地	納 期	令和6年11月1日～令和7年3月31日			
入 札 保 証 金	免 除	入札書有効期間				

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先